

○国立大学法人東北大学産学連携推進本部ナノテク融合技術支援センター設置内規

平成19年4月1日

産学連携推進本部長 裁定

(平成20年10月1日改定)

(設置)

第1条 国立大学法人東北大学産学連携推進本部に、ナノテク融合技術支援センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）の有するナノテクノロジー研究に関する最先端の施設及び機器を学内外の研究者の利用に供するとともに、施設・設備を共用化する事業を行うことにより、産学官の知の融合によるイノベーションを創出することを目的とする。

(センター長)

第3条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長は、次条に規定する実施責任者のうち産学連携推進本部長が指名する者をもって充てる。

4 センター長の任期は、本部長の任期の範囲内とし、再任を妨げない。

(支援分野の実施責任者)

第4条 次条の表の左欄に掲げる支援分野に、実施責任者を置く。

2 実施責任者は、当該支援分野の業務を掌理する。

3 実施責任者は、次条の表の右欄に掲げる担当部局の教員をもって充てる。

4 実施責任者の任期は、センター長の任期の範囲内とし、再任を妨げない。

(支援分野及び支援内容)

第5条 センターにおいて支援する分野及びその主な支援内容は、次の表のとおりとする。

支援分野	主な支援内容	担当部局
微細構造解析分野	材料の結晶構造解析、組織の評価および磁気構造解析に関する支援	金属材料研究所 研究教育基盤技術センター (百万ボルト電子顕微鏡室)
微細加工分野	技術開発又は試作における施設及び装置並びにそれに伴う技術及びノウハウの提供に関する支援	マイクロシステム融合研究開発センター

分子・物質合成分野	少量でかつ高精度な新規機能性分子合成及び分子・物質の構造解析に関する支援	原子分子材料科学高等研究機構 理学研究科（附属巨大分子解析研究センター）
-----------	--------------------------------------	--------------------------------------

（備考）研究教育基盤技術センター（百万ボルト電子顕微鏡室）及び理学研究科（附属巨大分子解析研究センター）は共同で支援を実施する関連部局。

（企画運営委員会）

第6条 センターの運営に関する重要事項を審議する機関として、企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 各支援分野の実施責任者 各1人
- (3) 研究協力部 産学連携課長
- (4) 外部有識者 若干人
- (5) その他センター長が必要と認めた者

3 企画運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

（課題審査委員会）

第7条 センターに、支援の対象となる課題の審査を行うため、課題審査委員会を置く。

2 課題審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該支援分野の事業参画者
- (2) 本学の教員以外の有識者 若干人
- (3) その他センター長が必要と認めた者

3 課題審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前項に掲げる委員のうちセンター長が指名する者をもって、副委員長は各支援分野の実施責任者をもって充てる。

4 課題申請があった場合は、当該支援分野の副委員長が第2項に掲げる委員から若干名を選び、審査を行う。

（実務者会議）

第8条 センターの運営について協議するため、実務者会議を置く。

2 実務者会議のメンバーは、センター長が指名する。

（委嘱）

第9条 第6条第2項第4号及び第5号並びに第7条第2項第2号及び第3号に掲げる委員は、センター長が委嘱する。

(任期)

第10条 第6条第2項第4号及び第5号並びに第7条第2項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(事務)

第11条 センターの事務は研究協力部において、各支援分野の事務は、担当部局の事務部において、それぞれ処理するものとする。

(料金徴収)

第12条 センターで実施する支援は、原則として有料で行うものとする。

2 前項の利用料については、別に定める。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほかセンターの運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月9日改正)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月1日改正)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日改正)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月22日改正)

この規程は、平成24年11月1日から施行する。